

## **財政健全化判断比率の状況**

高 梁 市

## 健全化判断比率と資金不足比率の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この財政健全化法では、各自治体が財政の健全化に関する比率を公表し、各指標が基準を超えた場合には、計画の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生また公営企業の経営の健全化を図る必要があります。

高梁市の平成20年度決算に伴う健全化判断比率等は次のとおりです。

資金不足比率について、地域開発事業特別会計が健全化基準を超えていましたが、平成21年度中に経営健全化計画を策定し、改善の方向性を示します。

### 財政健全化法に基づく指標数値

指 標	内 容	高梁市の 比率(%)	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	12.78	20.0
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	17.78	40.0
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	20.4	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	111.3	350.0	—

\*赤字比率の「—」は黒字を表す

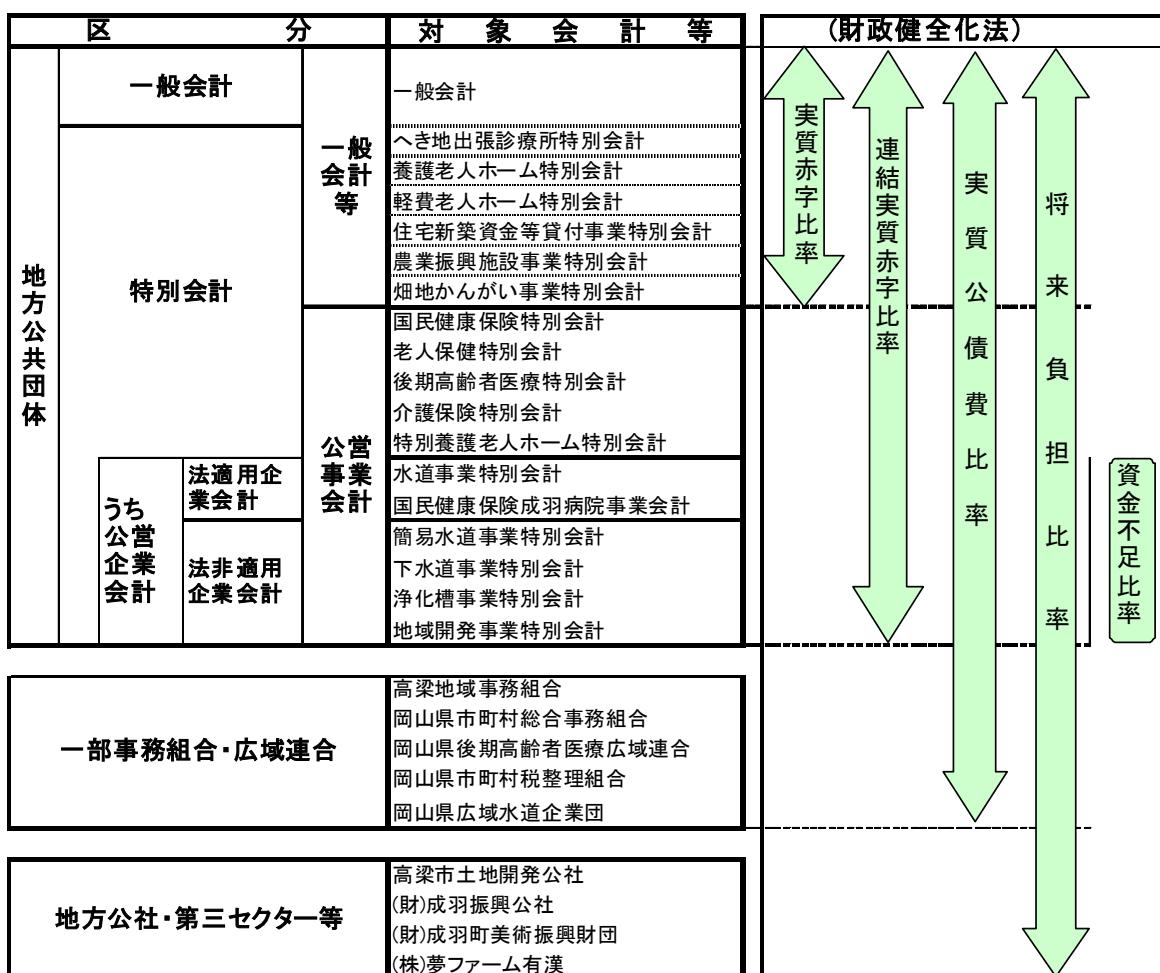
### 資金不足比率

特別会計の名称	内 容	高梁市の 比率(%)	経営健全化 基準(%)
水道事業特別会計	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	—	20.0
国民健康保険 成羽病院事業会計	"	—	20.0
簡易水道事業 特別会計	"	—	20.0
下水道事業 特別会計	"	—	20.0
浄化槽事業 特別会計	"	—	20.0
地域開発事業 特別会計	"	76.7	20.0

\*資金不足比率が発生していない場合は、「—」表示

<高梁市の会計区分>

財政健全化判断比率等の対象について

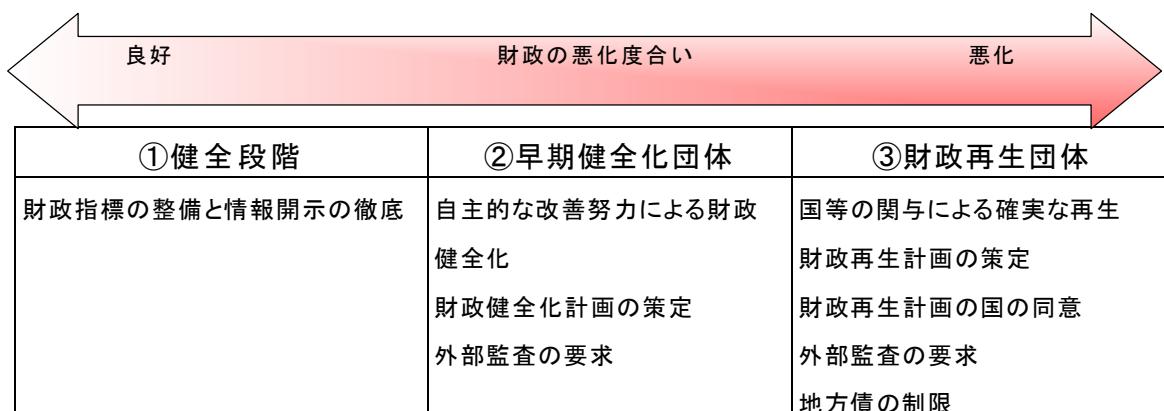


<指標の基準>

(1) 自治体財政の状況を3つの区分に分類します。

- ① 健全段階
- ② 早期の財政健全化が必要な自治体(早期健全化団体)
- ③ 財政の再生が必要な自治体(財政再生団体)

(2) 公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となつた場合には、経営健全化計画を定めます。



## <健全化判断比率・資金不足比率について>

### 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等(普通会計)の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$-1.92\% = \frac{-287,563 \text{ (黒字の場合は負の値)}}{14,903,396}$$

\*マイナス数値は、黒字を表します。

### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$-18.88\% = \frac{-2,814,377 \text{ (黒字の場合は負の値)}}{14,903,396}$$

\*マイナス数値は、黒字を表します。

### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{特定財源十元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヵ年平均})} \frac{}{\text{標準財政規模}} - \frac{(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}}$$

平成 18 年度 20. 6

平成 19 年度 22. 2

平成 20 年度 18. 5      実質公債費比率(3ヵ年平均) 20. 4%

### 将来負担比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$111.3\% = \frac{13,024,153}{11,698,901}$$

### 公営企業における資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{政令で定める資金の不足額}}{\text{政令で定める事業の規模}}$$